

南朝の官位をめぐる一考察

野田, 俊昭

<https://doi.org/10.15017/24589>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 15, pp.22-44, 1986-12-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

南朝の官位をめぐる一考察

野田 俊 昭

序

東晋南朝の政治、社会を理解するうえで無視できないものとして、甲族、次門、後門、三五門といった家格のヒエラルキーの存在がある。梁初までのものについて図式的にいうと、甲族層は郷品一、二品を得て、第五、六品に起家する階層の人々、次門層は郷品三、四、五品を得て、第七、八、九品に起家する階層の人々、後門層は郷品六、七、八、九品を得て、流外に起家する階層の人々である。三五門層は通常官界とは無縁のものである。甲族層は上級士人層に、次門層は下級士人層に、後門層は上級庶民層に、三五門層は下級庶民層にほぼ相当する。なお、武人層（勲門）は甲族層、次門層、後門層のいずれかに適宜位置づけられていたと考えられる。

甲族、次門、後門の各集団は起家の点のみならず、就官する官についても区別がもうけられていた。甲族層は原則として「清官」につくべきであり、次門層以下はそれ以外の官（以下「濁官」という）につくべきであった。（当時は身分制の時代であるから、同一の官であっても上層のものから見れば「濁」であるものも、下層のものから見れば「清」であることもある。）小論でいう官の「清濁」はそうした相対的なものとは異なり、その任用者を基準としたものである。）

ところで、甲族層と次門層以下とは官達のうえで区別があった。すなわち、甲族層は第一品官を、次門層は第五品官を、後門層は第七品官のうちの勲位を極官とするのが原則であった。官達上にみられる甲族層と次門層以下との差異と、先述した就官上の差異とを関連づけて考えると、第四品以上の諸官はすべて「清官」から成るといふことになる。しかし、第一品と第二品の諸官についてはとくに問題はないと思うが、東晋南朝になると第三品と第四品の官のなかには、明らかに「濁官」とし

ての評価しか与えられていないと思われるものがいくつか存在している。

右の身分制と官制との間に存在する矛盾は、「濁官」化した官の官位を実質的に低下させるという方法で解決がはかられたと考えられる。なお、後門層のつくべき官については、それを勲位、寒官とするという方法で解決がはかられている。これについてはすでに先学の指摘がある。⁽²⁾しかし、ここにも後述するように若干の問題がある。

東晋南朝の天子は甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーを踏まえたくえで国政運営を行っており、その限りでは右のような措置は当然のこととされよう。しかし、そうしたなかにあっても、東晋南朝の天子の支配権力のもつ独自性も、またこれを想定することができるのである。

すなわち、「濁官」としての、あるいは勲位、寒官とされるべき要件を満しているにもかかわらず、依然として旧来の官位を保たせるという措置も、またとられているのである。こうした性格をもつ官として、御史中丞と中書通事舎人とが考えられる。⁽³⁾

一 官の「清濁」

東晋から宋齊にかけて、それに対する評価が低下したため、甲族層がそれにつくことを嫌い、主に次門層（以下のもの）がもっぱらつくべきものとされた官がいくつかある。【通典】巻三十職官五十二「太子家令に、太子家令について、

自宋齊以来、清流者不為之。

とあり、その注に「沈約為齊文惠太子家令」とある。右に清流というのは甲族のことと考えてさしつかえない。⁽⁴⁾宋齊以来もっぱら太子家令につくべきとされた清流以外のものとは、具体的にいうと次門層のことである。右に太子家令就官者として名前があげられている沈約は宋の奉朝請に起家し、齊の初めに太子家令についている。⁽⁵⁾奉朝請は次門の代表的な起家官である。⁽⁶⁾

次に、吏部郎以外の尚書郎（以下単に尚書郎という）がある。「北堂書鈔」巻六十に引く「山濤啓事」に、
旧選尚書郎極清望、号称大臣之副。

とあり、同書同巻に引く郭璞の「辞尚書郎表」に、

且台郎（尚書郎のこと）清頭、論望宜允者也。

とあって、西晋時代にあつては、尚書郎に対する評価は一樣に高いものであつた。しかし東晋から宋にかけて、尚書郎に対する甲族層の評価は低下し、それへの就官が忌避されるようになり、もっぱら次門層のつくべき官となつた。『太平御覽』卷二百十五に引く「晋中興書」に、

王坦之、字文度。選曹擬為尚書郎。坦之聞曰、自過江、尚書郎正用第二人、何得以此見擬。其子国宝、好傾側。婦父謝安惡之、除尚書郎。国宝以為中興膏腴之族唯作吏部、不作余曹郎。怨之、辞不拜。

とあり、『宋書』卷五十九江智淵伝に、江智淵について、

初為著作郎、……元嘉末、除尚書庫部郎。時高流官序、不為台郎。智淵門孤援寡、独有此選。意甚不說、固辞不肯拜。

とある。「晋中興書」に見える第二人というのは甲族以外の人、つまり次門のことをさし、江智淵伝に見える高流というのは著作佐郎（＝著作郎）に起家するような家格をもつ人、つまり甲族のことをさすとすべきである。著作佐郎は甲族の起家官である。

いずれにしても以上見てきたところから、東晋から宋にかけて、尚書郎に対する甲族層の評価が低下したため、甲族層がそれにつくことを嫌い、もっぱら次門層がつくべきものとされたことが分かる。

さて、右の太子家令、尚書郎などとはほ同様の変遷をたどつた官に五校尉と散騎常侍とがある。まず、五校尉について見る。『晋書』卷二十四職官志に、

（晋）武帝甚重兵官。故軍校多選朝廷清望之士居之。

とあって、西晋時代にあつては、（五校尉を含む）軍校に多く名族が任用されていたことが示されている。ところが、東晋から宋にかけて、その任用に変化が見られる。『太平御覽』卷二百四十二に引く「陶氏職官要録」に、

興寧三年、桓温奏省五校尉。永初元年、復置、以叙旧勲。

とある。興寧は東晋中期、永初は宋初の年号である。

周知のように南朝にあつては、武勲による除官は次門層以下の人々のすることであり、甲族層の忌むところであつた。それだけに五校尉は次門層（以下）の出身のものももっぱらつくものとされた。（ただし、領官、帯官などの形で他の本官としての「清官」と併せもつ場合は、この限りではない。）。史上そうした例は数多い。

今、若干の事例をあげると、軍戸出身の黄回が軍勲によって宋の元徽初に屯騎校尉になっている。回は庶民（三五門）出身とすべきである。次門の出身のものとしては、宋の元徽中に奉朝請に起家した後、員外散騎侍郎などに就いた曹景宗が斉の建元初年に屯騎校尉になっている。⁸ 員外散騎侍郎は次門の官序の過程に現われる典型的な官である。次に、先にあげた沈約が斉初に歩兵校尉についている。⁹ また、斉の邵陵王の王国常侍に起家した張弘策が斉の極末に歩兵校尉についている。¹⁰ 王国常侍は奉朝請と並ぶ次門の代表的な起家官である。宋の昇明末に、奉朝請に起家した王茂が斉時代のいづれかの時期に越騎校尉についている。¹¹ また、斉の文帝（蕭承之）の雍州主簿に起家した後、員外散騎侍郎についた蔡道恭が斉の建武末以前に越騎校尉についている。¹² 州官起家は甲族、次門の両者の起家官として現われるが、官序の中途で員外散騎侍郎についていること、戦功によって越騎校尉についたとされていることから、次門としてまずまちがいない。なお、道恭の父は那で、『宋書』巻八十三宗越伝付蔡那伝に、彼の家について、

家素富、而那兄局善接待賓客。客至無少多、皆資給之。以此為郡県所優異、獨其調役。

とあることから、もともと庶民（三五門）の家系であったが、那が後に戦功などによって益州刺史に至った（ただし、未詳で卒している）ことなどによって次門としての家格をもつに至ったものと考えられる。¹³

次に、軍勲により庶民（恐らく三五門）出身の宗越が宋の大明三年に長水校尉についている。また、宋の江夏王の王国侍郎に起家した王玄載が宋の泰始初に長水校尉についている。¹⁴ 王国侍郎も次門層の起家官である。宋時代のいづれかの時期に任農夫が軍勲によって射声校尉についている。農夫は恐らく庶民（三五門）出身であろう。また、宋の泰始中に太学博士に起家した裴昭明が斉の永明三年に射声校尉についている。¹⁵ 太学博士も次門層の起家官の代表的なものである。

右に見たように庶民出身のものが軍勲によって五校尉のいづれかにつくこともあるが、沈約、裴昭明の例からもうかがえるように、文人としての次門層の官序に現われることから、五校尉はもっぱら次門層のつくべき官として位置づけられていたとすべきである。そうした例は他にもいくつも見えるが、繁雑になるので典型的なものをひとつだけあげておく。『梁書』巻四十八何佟之伝に、何佟之について、

祖勛之、宋員外散騎常侍。父歆、齊奉朝請。佟之少好三礼、……読礼論三百篇、略皆上口。時太尉王儉為時儒宗、雅相推重。起家揚州從事、仍為総明館學士、頻遷司徒車騎參軍事、尚書祠部郎。……歴歩兵校尉、国子博士、……高祖（梁武

帝)踐阼、尊重儒術、以修之為尚書左丞。……天監二年、卒官。

とある。父が奉朝請で、本人も州官に起家し、その後尚書祠部郎などについている修之はその家格を次門としてさしつかえない。

以上のように、次門層がもっぱらつくべきとされていた五校尉が、「清官」としての評価をもちえなかったのは当然とされよう。『南齊書』卷五十一張欣泰伝に、州官に起家した後、尚書都官郎などにつき、齊の武帝の時に歩兵校尉で羽林監を領していた張欣泰について

下直輒游園池、著鹿皮冠、衲衣錫杖、挾素琴。有以啓世祖者。世祖曰、將家兒何敢作此舉止。後從車駕出新林。勅欣泰甲杖廉察、欣泰停杖於松樹下、飲酒賦詩。制局監呂文度過見、啓世祖。世祖大怒、遣出外。數日意稍積、召還、謂之曰、卿不樂為武職驅使、当処卿以清貫。除正員郎。

とある。欣泰は武人の次門とすべきである。清貫というのは甲族層のしめるべき官位¹⁸、つまり「清官」のこととされる。これから歩兵校尉(及び羽林監)が「清官」として評価されていなかったことが知られる。これは他の屯騎、越騎、長水、射声の各校尉についても該当しよう。

次に、散騎常侍について見る。『唐六典』卷八左散騎常侍に、散騎常侍について、
晋代此官選任愈重。(下略)。

とあるが、ここで、『晋書』卷七十四桓秘伝を見ると、東晋中期に中領軍であった桓秘は、蘆竦の宮中乱入の責を負わされて免官された後、それを許されて散騎常侍に拜されようとした際、それを再三固辞している。その時のこととして、
秘恥常侍位卑、故不応朝命。

とある。(秘は免官後、兄温、弟冲との間に確執があり、それに敗れて「廃棄」されたとあるから、さらに除名などの処分が付加えられていたのかもしれない)。さらに『宋書』卷八十四孔覿伝に、

初、晋世散騎常侍選望甚重、与侍中不異。其後職任閑散、用人漸輕。

とある。宋から散騎常侍の用人が改められた梁の「天監の改革」以前までの散騎常侍単独官者の顔ぶれを見た際、そのほとんどが次門出身のものであったと考えられる。(他官をもって散騎常侍を兼ねるといふ所謂帶帖及び他官をあわせもつについ

ては、甲族層によつて散騎常侍への就官が忌避されたという事実はない。こうした場合、甲族層もまた多く散騎常侍についている。したがつて、前掲の『宋書』孔覲伝の散騎常侍についての記述は散騎常侍単独就官についてのものとすべきである。小論で以下とりあげるものも、その官序の過程で散騎常侍が単独で現われる場合である。とすると右に「用人漸輕」とあるのは東晋から宋にかけて、散騎常侍の任用対象に変化が生じ、もつぱらそれに次門層を用いるようになったことを示したものとされよう。

次に、前述の諸官のようにそれが「濁官」であることを明示した史料は存在しないようであるが、帰納的に「濁官」化したことが知られる官として少府があげられる。宋齊時代少府についたものは、管見の及ぶ限りでは十六名をあげることができる(兼官のものも含む)。そのうち宋時代では(1)沈曇慶(2)顧琛(3)蕭惠開(4)殷球(5)虞玩之(6)劉伯龍(7)王詡(8)沈憲(9)李珪之(10)毛惠素(11)孔秀之(12)蕭琛(13)孔登(14)劉係宗(15)呂文頭(16)趙景翼の十名である。このうち(6)劉伯龍(10)毛惠素(13)孔登(16)趙景翼については正史に専伝などがなく、その資格は考えがたい。この四名を除いた十二名のうち、八名は次門、二名は後門(もしくは三五門)、残りの二名は甲族出身であつたと考えられる。

まず、(1)沈曇慶についてであるが、彼は州官に起家した後、尚書右丞などについている。尚書左右丞は次門の官序に現われることが指摘されている。また、彼の父は恐らく員外散騎侍郎を極官としている。員外散騎侍郎の性格についてはすでに述べた。通常父子の資格に違いはないから、曇慶は次門の出身と考えてさしつかえなからう。(2)顧琛は州官に起家した後、奉朝請や尚書庫部郎などについており、次門と考えてさしつかえない。(5)虞玩之は三十歳代で宋の東海王の行参軍に起家した後、尚書起部郎、尚書右丞などについている。その起家年齢や就官した官の性格から考えて、その資格は次門程度としてまずまちがない。(7)王詡は付伝の形でしか正史に現われていないが、その兄晏は宋の大明末に臨賀王の王国常侍に起家し、後に員外散騎侍郎などについている。王国常侍の性格についてはすでに述べた。以上から推して、詡も次門の出身と断じてまちがいはなからう。(8)沈憲はその祖父説道の極官が恐らく巴西・梓潼二郡の太守、父琰の極官が恐らく北中郎行参軍であつたと考えられること、憲自身も州官に起家した後、臨首令、余杭令などにつきつきについて地方官としての生活を長く送つた後、尚書駕部郎、尚書左丞などについていることから、その資格は次門程度としてよからう。(9)李珪之は州官に辟されたのが官吏としての出発点であるが、父祖ともに県令止りであつたと考えられるから、次門の出身としてさしつかえない。累代地方官止りと

いうのは次門の典型のひとつの型をなしている。(11)孔秀之は孝廉に挙げられた後、員外散騎侍郎、尚書三公郎などにつきつぎとついでいる。その家格は次門である。(12)蕭琛は齊の太学博士に起家している。太学博士の性格についてはすでに述べた。琛の家格は次門である。(14)劉係宗と(15)呂文顕はいずれも「南齊書」の佖臣伝に載っているもので、その家格はせいぜい後門程度である。

最後に、(3)蕭惠開と(4)殷球とはいずれも甲族である。まず、(3)蕭惠開についてであるが、彼の家はもともと名族とはとうてい考えられるようなものではなかったが、その伯母が劉裕(のちの宋武帝)の継母であった関係から宋王朝の創設とともに家格を上昇させたもので、³⁸⁾惠開自身秘書郎に起家している。秘書郎は甲族の代表的な起家の官である。(4)殷球は陳郡長平の殷氏の出身で、もとより名族である。ただし、この両者の少府就官に至る事情を検討してみると、問題点が少なからず存在している。まず、蕭景開について見ると、景開が少府についたのは、彼が晋安王子勛の反乱に加担し、その罪を許された後のことであり、その就官には処罰的な色合いが濃い。

事実、「宋書」卷八十七蕭景開伝を見ると、

(泰始)六年、除少府、加給事中。景開素剛、至是益不得志。

とあって、この人事に不満であったことが知られる。恐らく本資を下げられた結果であろう。次に、殷球の場合であるが、彼は前後二回にわたって少府についている。二度目の少府就官は蕭景開の場合とその事情を同じくしている。球も晋安王子勛の反乱に加担し、その罪を許された後に二度目の少府に拝されているのである。この際は蕭景開と同様の理由にでるものである。また、最初の少府就官についても、球が臧質の反乱に際して、その進退を誤った結果、尚方に繋がれた後に実現したものであり、甲族としての順調な官達を欠いたものと解せられぬこともない。

以上、宋齊時代の少府就官者十六名のうち、その家格が判名するもの十二名、そのうち八名が次門出身、二名は恐らく後門出身であること、甲族出身である残りの二名についても、その就官が処罰的色彩の濃いものであったことなどから、少府がもっぱら次門層のつくべき官とされてきたことが推測される。今、右の推測をさらに確実なものにするため次の史料をあげる。

『南齊書』卷五十三沈憲伝に、

少府管掌市易、与民交関。有吏能者、皆更此職。

とある。南朝の甲族層が吏能にとぼしかったこと、⁽³⁹⁾ されどころか吏能有ることがかえって甲族層の軽蔑の対象にさえなっていたことは、周知のことに属す。⁽⁴⁰⁾ それだけに吏能有る者を用いるとされた少府が、先にあげた太子家令などの官と同様に甲族層からそれへの就官を嫌われて、もっぱら次門層のつくべき官とされるようになったと推測することは決して無理なことではなからう。

次に、都水使者が考えられる。これも少府と同じく財務系統の官で、船舶、漕運を掌る都水台の長官である。宋齊時代都水使者についたものとして、管見の及ぶ限りでは(1)鄧琬(2)劉休(3)沈憲(4)李珪之の四名をあげることができる(兼官も含む)。このうち(3)沈憲と(4)李珪之が次門であることはすでにのべた。(1)鄧琬は晋安王子勛の乱の実質的な指導者で、反乱を決意した檄のなかで自ら「南土寒士」としている。寒士は次門である。(2)劉休は奉朝請に起家した後、劉彧(後の宋明帝)の湘東王国常侍、尚書中兵郎などについており、典型的な次門である。事例が少ないので推測の入る余地が大きいが、都水使者も「濁官」と観念されていたとしてよからう。

以上、東晋から宋にかけて、それに対する任用対象に変化が生じ、もっぱら次門層のつくべきものとされたいくつかの官について見てきた。このうち太子家令は宋時代(恐らく齊時代も。以下同様)では第五品、尚書郎は第六品であるが、五校尉と都水使者は第四品、散騎常侍と少府は第三品である。とすると、甲族層のつくべき官(Ⅱ「清官」)のみによつて構成されるべきは第三品、第四品の諸官のなかに、もっぱら次門層のつくべき官(Ⅱ「濁官」)が存在することになる。

このような東晋南朝の甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーと官制との間に存在する矛盾は、第三品、第四品の「濁官」の官位を実質的に低下させるという方法で解決がはかられたと考えられる。

二 「濁官」の官位

『南齊書』卷四十二王晏伝付(弟)王詡伝を見ると、王詡について、

永明中、為少府卿。六年、勅位未登黃門郎不得畜女妓。詡与射声校尉陰玄智坐畜妓、免官、禁錮十年。

とある。永明は齊の年号である。黃門郎(黃門侍郎が正式であるが、以下黃門郎という)は魏以来第五品で、それは宋齊時代にあっても変化なかった。また、東晋南朝を通じて「清官」の最たる地位を失うことはなかった。一方少府は、先に述べたよ

うに第三品の「濁官」である。また、五校尉は第四品の「濁官」であった。右は「濁官」の第三品と第四品の官が、官序上第五品の「清官」に及ばなかったことを示している。第一節であげた少府就官者のうち、宋時代では殷琰と李珪之、斉時代では蕭琛がその官序の過程で少府と黄門郎の二官についているが、いずれも黄門郎就官以前に少府についている。ただし、殷琰の場合先述したように前後二回にわたって就官しており、二度目は黄門郎就官の後のことである。この二度目の就官に至る事情についてはすでに述べた。川合安氏はこれを例外的なものとして置いている。首肯すべき見解である。

次に、五校尉についてであるが、これらが官序上黄門郎の前に位置づけられていたことを示す例は数多い。繁雑になるので『宋書』、『南齊書』、『梁書』のなかから典型的な事例をいくつか示すに止める。なお、射声校尉については右の王詡についての記事に明白であるからこれ以上ふれない。『南齊書』卷五十一裴叔業伝に、裴叔業について、

建元元年、除屯騎校尉。……建武二年、……除黄門郎。

とあり、『南齊書』卷二十八劉善明伝に、劉善明について、

泰始初、……除善明為屯騎校尉。……沈攸之反、……仍遷散騎常侍領長水校尉、黄門郎領後軍將軍。(下略)。

とあり、『宋書』卷六十八南郡王義宣伝付(子)劉愷伝に、劉愷について、

遷歩兵校尉、転黄門侍郎。

とあり、『南齊書』卷二十八蘇侃伝に、蘇侃について、

元徽初、……除歩兵校尉。……齊台建、為黄門郎領射声校尉、任以心膂。

とあり。なお、『宋書』卷六十一江夏文獻王義真伝付(子)劉韶伝に、劉韶について、

官至歩兵校尉。追贈中書侍郎、諡曰烈侯。

とあり。通常贈官は現任官ないしそれより上位の官位をもつ官が当てられたとすべきである。中書侍郎は(略して中書郎ともよぶ)は宋齊時代、黄門郎と同じく第五品とされているが、官序上では黄門郎以前に位置づけられている。『通典』卷二十一職官三門下侍郎に、

魏晉以来、給事黄門侍郎、竝為侍衛之官、員四人。宋制、武冠絳朝服、多以中書侍郎為之。

とあり。これは齊時代にあっても同様であろう。かくて劉韶についての記事も、五校尉(この際歩兵校尉)が官序上黄門郎の

前に位置づけられていたことを示したものとなる。

次に、『宋書』卷五十一長沙景王道憐伝付（孫）劉秉伝に、劉秉について、

歴羽林監、越騎校尉、中書、黃門侍郎。

とあり、同書卷五十三張茂度伝付（子）張永伝に、張永について、

（元嘉）二十三年、……徙為江夏王義恭太尉中兵參軍、越騎校尉、振武將軍、広陵南沛二郡太守。……明年（孝建三年）、

召為尚書左丞。……大明元年、遷黃門郎。

とある。ここに尚書左丞が見えるが、尚書左丞は宋齊時代第六品で、官序上黃門郎以前に位置づけられていた。『通典』卷十二職官四尚書左右丞に、

齊、左右丞、……視中書郎、遷黃門郎。

とある。これは宋時代にあっても同様であろう。『梁書』卷九柳慶遠伝に、柳慶遠について、

入為長水校尉。……中興元年、西台選為黃門郎。

とある。

以上より、「濁官」の第三品の少府と、同じく第四品の五校尉との官序上の地位が低くおさえられていたこと、つまりは右の諸官の実質上の官位が「清官」の第五品官に及ばなかったことが確認されよう。

次に、散騎常侍と都水使者について見る。南朝における散騎常侍の官位について考える際、「天監の改革」の一環として、その官位の改変を命じた梁の武帝の詔が参考になる。『梁書』卷二十一江倩伝に、

初、天監六年、詔以侍中（散騎）常侍並侍帷幄、分門下二局入集書、其官品視侍中。

とある。わざわざ「其官品視侍中」と命じているのは、自ずから旧来散騎常侍が第三品官としての実質をもっていなかったことを示している。侍中はもとより名実ともに第三品である。また、『南齊書』卷五十二丘靈鞠伝を見ると、丘靈鞠が恐らく齊の武帝中に散騎常侍についていたことを記した後、

靈鞠宋世文名甚盛、入齊頗減。……王儉謂人曰、丘公（靈鞠のこと）仕宦不進、才亦退矣。

とある。これも散騎常侍がとうてい第三品官としての実質をもっていなかったことを示したものとされよう。ここで、『通典』

卷二十一職官三中書侍郎を見ると、

宋、中書侍郎、……用散騎常侍為之。

とある。実例として『梁書』卷二十五周捨伝に、周捨について、天監六年以前のこととして、

累遷太子洗馬、散騎常侍、中書侍郎（下略）。

とあるものがあげられよう。中書侍郎の官序上の位置についてはすでに述べた。その他徐貌が、東晋の孝武帝中に散騎常侍を経て尚書祠部郎についた後、中書（侍）郎になっている。中途に尚書郎をはさんでいるのでいささか躊躇されるが、これも実例のひとつとなるのではなからうか。

次に、都水使者についてであるが、先にあげた四名のうち、鄧琬、劉休の場合がいずれも黄門郎就官以前に都水使者についている。沈憲の場合は尚書左丞につく以前に都水使者についている。尚書左丞の官序上の位置についてはすでに述べた。李珪之の場合は游擊將軍を以て都水使者を兼ね、都水使の兼を解かれた後、少府を兼ね、ついで卒している。少府についてはすでに述べた。游擊將軍は官序上、後述するように黄門郎と同位か、もしくは下位に位置づけられている。

かくて散騎常侍と都水使者についても、少府・五校尉などと同様にその実質的な官位が黄門郎程度、すなわち「清官」の第五品程度におさえられていたと想定しても、まず誤りなからう。

最後に將軍号について述べる。東晋南朝になると將軍号が乱発され、その結果とその卑賤化が著しくなったことが指摘されている。ここで宋齊時代、小論と直接関連する第三品と第四品の將軍号が官序上どのような現われ方をするか、先述した黄門郎を基準にすえる方法でまとめてみると、その官序の過程で黄門郎就官以前に現われる將軍号として（中書侍郎、尚書左右丞就官以前に現われるものも含む）、寧朔將軍、驍騎將軍、游擊將軍、建威將軍、振威將軍、奮威將軍、建武將軍、前軍將軍、後軍將軍、右軍將軍、龍驤將軍、輔國將軍などが見られる。（これらは当然その官序の過程で黄門郎、中書侍郎、尚書左右丞のいずれかを同時に含む人の場合のみあげている。）

以上のような將軍号は第三品、第四品官としての実質をすでに失っていたとすべきである。さいわい輔國將軍に関して、そうしたことを察せしめるに足る史料がのこされている。輔國將軍は第三品である。宋齊時代、父が次門出身であっても第三品以上の官に登れば、その時点以降にそのものが子が起家する際、秘書郎、著作佐郎などに起家する。つまり、その子の家格は

甲族のそれとなる。⁽⁴⁷⁾ そうしたことを知ったうえで、『宋書』卷一百自序を見ると、沈林子が宋初に輔国將軍に任ぜられ、永初三年に輔国將軍のまま死亡している。林子には邵、璞らの子があった。この邵と璞とはいずれも林子の死後にあいついで起家しているが、甲族としての起家をした気配がない。すなわち、邵は奉朝請に起家し、弟の璞は呉郡主簿に辟された後、南平王の左常侍に除されている。この王国左常侍除任に当って、宋の文帝は璞を引見して、

吾昔以弱年出藩、卿家以親要見輔。今日之授、意在不薄。王家之事、一以相委。勿以国官乖清塗為罔罔也。

といっている。清塗は甲族出身者がそれとして歩む官途のことである。奉朝請、王国左常侍がもつばら次門出身者がそれとしてつく官であることについてはすでに述べた。右は輔国將軍がもはや第三品官としての実質を失っていたことをよく示した事例となる。⁽⁴⁸⁾

三 御史中丞の官位

前節において「濁官」化した官の官位を実質的に下げることによって、甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーと官制との間に存在する矛盾の調和がはかられたことをいくつかの官をとりあげて述べた。東晋南朝の天子は右の家格のヒエラルキーを踏まえたくて国政運営を行っており、その限りでは右のような措置は当然のこととすべきかもしれない。しかし、問題はそうしたなかであって、右の措置と切り離された官もまた存在しているということである。そうしたいわば家格のヒエラルキーに超然とした形で存在する官に、御史中丞と中書通事舎人がある。中書通事舎人については次節に譲り、本節では御史中丞について見る。

御史中丞についても前節まで見た諸官と同様に、東晋から宋にかけて、甲族層のそれに対する評価が低下したと考えられる。『通典』卷二十四職官六（御史）中丞に、

江左中丞雖亦一時髦彦、然膏粱名士猶不樂。

とあり、その割注に、

王球甚矜曹地。遇從弟僧朗除御史中丞。球謂曰、汝為此官、不復成膏粱矣。

とあるのはそうしたことを察せしめる。王球は王導の曾孫で、父は東晋後期に司徒などについた謚であり、もとより甲族であ

る。その他『宋書』卷六十五王准之伝に、王准之について、

宋台建、除御史中丞。……准之父訥之祖臨之曾彪之。至准之、四世、居此職。准之嘗作五言。范泰嘲之曰、卿唯解彈事耳。とある。これも御史中丞に対する評價が芳しいものではなかったことを示したものとされるのではなからうか。

いずれにしても御史中丞をめぐる大勢が以上のようなものであるだけに、甲族層によつてそれへの就官が忌避されるようになった。『南齊書』卷三十三王僧虔伝に、王僧虔について、宋の大明年間のこととして、

遷御史中丞領驍騎將軍。甲族向來多不居憲台。王氏以分枝居烏衣者位官微減。僧虔為此官、乃曰、此是烏衣諸郎坐處、我亦可試為耳。

とある。烏衣の諸郎というのは、具体的には先に挙げた王彪之以下王准之（及びその後）に至る人々をさす。『宋書』王准之伝を見ると、准之は王国右常侍起家し、その後つぎつぎに尚書祠部郎、尚書中兵郎などについている。したがつて「位官微減」というのは、准之らの家格が次門程度になつていたことを示しているとされよう。一方、王僧虔は父が曇首で、僧虔自身も秘書郎起家しており、もとより甲族である。（右の史料に見える甲族というのは小論でいう制度としての甲族とはややずれるところが有るかもしれないが、この際それを無視してもよからう）。右は甲族としての僧虔が変則的な官序をとつたことを示したものとすべきである。それだけに、これから御史中丞が次門層のつくべきものと観念されていたことが察せられよう。ところで、御史中丞は魏晉以来一貫して第四品にランクされている。これは宋齊時代にあつても変化しない。先述したところにしたがうと、こうした性格の官は甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーの存在に規制されて、その実質的官位を引き下げるといふ措置がとられるはずである。しかし、御史中丞一官についてはそうした措置がとられた気配はないのである。

ところで、宮崎市定氏は「九品官人法の研究」の中で、「清要官の發達」と題して、秘書郎、著作佐郎等に起家する階層の人々、小論でいう甲族層に属する階層の人々がとる官歴について考察され、彼等が一般的にいうと次のような官歴を経ることを明らかにされた。すなわち、

中書侍郎・黃門郎・太子中庶子の内二官―尚書吏部郎または司徒左長史―侍中

という官歴である。⁽⁴⁹⁾ 御史中丞の官序上の地位は右の官歴に引き当てた際、結論的にいうと、尚書吏部郎（以下吏部郎という）もしくは司徒左長史と同位であつたと考えられる。以下それについて述べる。

『宋書』卷八十七蕭惠開伝に、蕭惠開について、

大明二年、……入為尚書吏部郎、不拜。徙御史中丞。世祖与劉秀之詔曰、今以蕭惠開為憲司、冀当称職。但一往服領、已自殊有所震。及在任、百僚畏憚之。八年、入為侍中。

とあるのは、御史中丞と吏部郎が官序上同位にあつたことを察せしめるところがあろう。

今、吏部郎を基準として御史中丞の現われかたを見ると、吏部郎の前に現われる場合とその後に見られる場合とがある。まず、前に現われる例をあげると、『宋書』卷九十二王悦伝に、王悦について、

泰始中、為黃門郎、御史中丞。……遷尚書吏部郎、侍中。

とあり、『南齊書』卷四十三王思遠伝に、王思遠について、

仍遷御史中丞。……建武中、遷吏部郎。

とあり、『梁書』卷十三沈約伝に、沈約について

尋為御史中丞。……隆昌元年、除吏部郎。

とあり、『梁書』卷二十六范岫伝に、范岫について、

遷御史中丞領前軍將軍南北兗二州大中正。……義師平京邑、承制徵為尚書吏部郎、參大選。

とあるものなどがあげられよう。

次に、後に現われる例として、『宋書』卷五十四羊玄保伝に、羊玄保について、

遷尚書吏部郎、御史中丞。

とあり、『宋書』卷五十五臧燾伝に、臧燾の孫臧潭之について、

太宗世、歷尚書吏部郎、御史中丞。

とあり、『宋書』卷五十九殷淳伝付（弟）殷冲伝に、殷冲について、

復為太子中庶子、尚書吏部郎、御史中丞、有司直之称。

とあり、『宋書』卷七十袁淑伝に、袁淑について、

元嘉二十七年、遷尚書吏部郎。……還為御史中丞。

とあり、『宋書』八十一顧覲之伝に、顧覲之について、

還為揚州治中從事史、……尚書吏部郎。……世祖即位、遷御史中丞。

とあり、『南齊書』卷四十四徐孝嗣伝に、徐孝嗣について、

遷尚書吏部郎、……転充御史中丞。

とあり、『梁書』卷十四任昉伝に、任昉について、「天監の改革」以前のこととして、

天監二年、……重除吏部郎中、參掌大選、居職不称。尋転御史中丞、秘書監領前軍將軍。

とあるものがあげられよう。次に、司徒左長史を基準にして見ると、吏部郎の場合と同様に、御史中丞がその前後に現われる事例が見い出される。まず、司徒左長史の前に現われる場合であるが、『宋書』卷五十五傅隆伝に、傅隆について、

太祖元嘉初、……遷御史中丞。当官而行、甚得司直之体。転司徒左長史。

とあり、『宋書』卷六十荀伯之伝に、荀伯之について、

遷太子僕、御史中丞。……出補司徒左長史。

とあるものがあげられる。

次に、司徒左長史の後に現われる例としては、『南齊書』卷三十七到撝伝に、到撝について、

世祖即位、……又除長沙王中軍長史、司徒左長史。……永明元年、……転御史中丞。

とあるものがあげられる。また、『宋書』卷四十二劉穆之伝を見ると、劉穆之の孫、劉瑀について、

世祖即位、召為御史中丞。……除司徒左長史。明年、遷御史中丞。

とあり、司徒左長史の前後に御史中丞が現われる例も見い出せる。

以上より、御史中丞が官序上吏部郎、司徒左長とほぼ同位に位置づけられていたことが理解されよう。また、御史中丞が吏部郎、司徒左長史と同等の官位を有しているとするならば、御史中丞就官の次に侍中が現われるはずであるが、ここで『南齊書』卷三十四庾杲之伝を見ると、

（庾杲之）遷黃門郎、兼御史中丞。尋即正。杲之風範和潤、善音吐。世祖令對虜使、兼侍中。上每歎其風器之美。王儉在座、曰、杲之為蟬冕所照、更生風采。陛下故當与其即真。帝意未用也。

とある。王侯は当時の官界を代表する人物としてさしつかえない。右は結局実現しなかったが、当時の官界にあって、御史中丞から直接侍中に遷る人事が決して不当なものでなかったことを示しているのではなからうか。事実、御史中丞から直接侍中に遷った例もいくつか存在する。先に見た蕭惠開の他、顔之伯⁽⁵⁰⁾、袁顛⁽⁵¹⁾、沈冲⁽⁵²⁾、沈昭略⁽⁵³⁾、王瞻⁽⁵⁴⁾などがそうである。その他中間に一つ二つ別の官（そのほとんどが外官）を経て侍中に遷る例もいくつかあるが、今は省略にしたがう。その他御史中丞から直接侍中以外の第三品官に遷る例も見られる。先に見た任昉が秘書監に遷ったのもその事例とされるが、その他臧潭之は左民尚書に、孔琳之は祠部尚書⁽⁵⁵⁾に、陸澄は秘書監⁽⁵⁶⁾にそれぞれ直接遷っている。

さて、すでに指摘されているように吏部郎は魏西晋にあっては第六品であったが、その地位の上昇にともなって、恐らく東晋に入るとその官品が第五品に改定された。その後さらにその地位を上昇させ、第四品相当の官になったと考えられる。これが公式に第四品に改定された形跡はない。⁽⁵⁷⁾（司徒左長史は晋時代第五品。宋齊時代は不明であるが、吏部郎とほぼ似たものであろう。）とすると御史中丞は宋齊時代、名実ともに第四品としての官位を保持せしめられていたとして大過なからう。

ちなみに梁の「天監の改革」において、御史中丞は流内十八班制にあって、流内第十一班の第一位に置かれている。（これは御史中丞のつぎに侍中等の流内第十二班の官に遷ることが予定されていることを示したものである。）先に述べたところから推して、この武帝による官制改革は、御史中丞についていえば、旧来の動向をほぼ忠実に踏まえたものとされよう。

四 中書通事舎人の官位

甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーの規制から離れた形で存在する官として、さらに中書通事舎人が考えられる。

ところで、右の体制にあつては（原則として官界とは無縁である三五門層の存在を除くと）官界との関連でいうと、後門層が最下位におかれていたことになる。彼等は郷品六、七、八、九品をもつ階層で、（第九品官より下位の「官」である）流外に起家するわけであるが、九品官人法の最初の主旨では、彼等は原則として第六品官に登り得るものであったが、時代が降るにしたがつてそれも段階むつかしくなり、大体七品官止まりとなり、さらに、つくべき官の種類も一部特定のものに限られるようになった。そうした種類の官の代表的なものとして、台の令史⁽⁵⁸⁾などがある。

さて、この際注意されるのは、右のような後門層がつくべき九品官が勲位（勲品とも記される場合もあるが、以下勲位とい

う)とされていることである。『唐六典』卷十四諸陵署、令各一人の項の注に、

齊職儀、每陵令一人、品第七、秩四百石、……旧用三品勳位。

とある。これは後門出身のものが流外より登ってつく第七品官が、(三品)勳位と呼ばれていたことを示す。⁵⁹かくて、後門出身者の極官が第七品官のうちの勳位という体制が生じたわけである。

さて、後門層のつく九品官がわざわざ勳位とされた理由については越智重明氏が示唆的な見解を述べておられる。氏は以下のように述べられている。⁶⁰

それ(後門層のつく九品官のこと)筆者)が勳位である際勳位で記した方が官品で記すよりもその官界での地位がはっきりするだけに、敢えてそうしたことが予想される。例えば宋時代二品勳位と三品勳位とはともに第七品官である。この際実際に第七品官とするよりも二品勳位とか三品勳位とかいった方がその官界での地位がはっきりする。

それでは、官界での地位がはっきりするとは具体的にどういうことかというところ、筆者は(そのひとつとして)勳位としての九品官の官序上の地位が引き下げられたことがあげられると考える。『南齊書』卷五十六劉係宗伝に、劉係宗について、

泰始中、為主書。以寒官累遷、至勳品。元徽初、為奉朝請、兼中書通事舍人員外郎。

とある。これは、係宗が後門層出身者として寒官となり、そのなかで次第に昇進して勳位に至り、のちに次門層のつくべき九品官(この際は奉朝請)についたことを示したものとされよう。右は後門出身のつくべき「官」には少なくとも寒官と勳位の二つの種類があり、勳位が寒官のうえにあること、さらにそのうえに次門層以上のものつくべき官があることを示している。寒官は流外の「官」をさすとすべきである。⁶¹かくて後門層が流外より登ってつくべき九品官(勳位)が、官序上次門層以上の出身者のつくべき九品官の下位に位置づけられていたことが理解できよう。こうした勳位制もまた甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーの存在に規制されて出現したものとされよう。しかし、ここにあっても右の体制から離れた形で存在する官がある。

『南齊書』卷五十六の序に、中書通事舍人について、

(末)孝武以来、士庶雜選。

とある。中書通事舍人は第七品であったと考えられる。ここに中書通事舍人に庶(後門層以下の階層の人々)を用いることに

なったことが示されている。今、これについて考えてみよう。先述したような大勢にしたがうと、こうした後門層（以下の）人々がつくべきとされる官は勲位とされるべきである。ここで『宋書』巻九十四戴法興伝を見ると、巢尚之について、

考建初、補東海國侍郎、仍兼中書通事舍人。

とある。王国侍郎は次門層のつくべき官である。また、先に引いた『南齊書』劉係宗伝に、劉係宗について、

泰始中、為主書。以寒官累遷、至勲品。元徽初、為奉朝請、兼中書通事舍人員外郎。

とあった。奉朝請、員外散騎侍郎についてはすでに述べた。孝建、泰始、元徽はいずれも宋の孝武帝以降の年号である。官序上寒官、勲位を経た後に、奉朝請、員外散騎侍郎などともに現われる中書通事舍人が勲位であったとはとうてい考えられない。なによりも次門層出身者の官序の過程に中書通事舍人が現われていることが、そのことを如実に示している。例えば先に見た次門劉休が中書通事舍人についている。かくて今問題としている記事は、本来次門層のつくべき（勲位ではない）九品官に、後門層（以下）のものもまた用いるという措置が、宋の孝武帝以来とられるようになったことを示したものとされよう。こうしたその任用にその出身階層を問わないとする九品官の存在は、結果的にそれへの就官によって、後門層（以下）の出身のものもその本来の極官を越えるという体制が出現したという観点から見た際、自ずから家格のヒエラルキーから離れたものとなる。

なお、梁の「天監の改革」において、中書通事舍人はその流内十八班制のなかで流内第四班の第三位の官とされている。これは次門層（以上？）のものをつくべき官である。また、その任用に家格（この際は甲族と次門）を問わないとする性格も引き続き持たされている。『隋書』巻二百六官志上に、中書通事舍人について、

梁用人殊重。簡才能、不限資地。

とあるのはそれを察せしめる。

結び

東晋南朝の政治、社会を理解するうえで無視できないものとして、おそくとも西晋末ころに形態をととのえ、東晋南朝において機能した甲族、次門、後門、三五門という家格のヒエラルキーがある。東晋南朝の天子はこうした家格のヒエラルキーを

踏まえて国政の運営を行っているが、その運営の間に用人が変化したため、この家格のヒエラルキーに基づく官達上の制限と矛盾する官がいくつか生ずるようになった。

この官制上の矛盾に対して、南朝の天子のとった対応の仕方にはふたつの型が見られる。

(一)官制上矛盾するようになった官の実質的な官位を引き下げて、家格のヒエラルキーとの調和をはかる。

(二)官制上矛盾するにもかかわらず、旧来の官位を名実ともに保持させたまま存在せしめる。これは家格のヒエラルキーの存在を無視した措置である。

のふたつの型である。(一)にあてはまる官として少府、散騎常侍、五校尉、都水使者の諸官といくつかの將軍号があげられる。(二)にあてはまる官として御史中丞と中書通事舎人の二官がある。

さて、(魏)晋南朝の天子の支配権力の行使には二面性があり、一面ではその独自性を示し、他面では郷論との同質性を示し、それらは決して乖離するのではなく、それなりの一体化を保ちながら晋南朝史(のひとつの側面を)形作っている。ところで、甲族層を頂点とする家格のヒエラルキーは、晋南朝の官人が郷論におされ、その郷論に基づく郷品が起家の官なりそれ以降の官序なりを決めるといふ大勢のなかに生じたものである。それだけに(一)の措置は、天子の支配権力の行使が郷論を踏まえた形で打ち出されたものであり、一方(二)の措置は、天子の支配権力のもつもうひとつの側面である郷論に拘束されない独自性が發揮されたところに生じたものとされよう。

右は東晋南朝の天子の支配権力のもつ二面性が、官制再編成上具体的に現われた事例とされる。

なお、御史中丞はその職掌について見ると、官人の職務怠慢乃至職務不遂行の糾弾等に示されるように、国政の正常な運営ということに大きな責を負うべきものであった。それだけに魏晋南朝の天子は、その職務の遂行に期待するところが大きかった。また、中書通事舎人は周知のように天子の支配意志を具現化したような官であった。南朝の天子が御史中丞と中書通事舎人の官位を取って低下させなかつたのは、この二官のもつ上述のような性格と決して無関係ではなからう。

なお、官には貴族(甲族)勢力の独占するものもある。天子の支配権力を論ずるとすれば、それをも取り上げるべきである。こうした点については次稿以下で述べる。

- (1) 越智重明氏、『魏晋南朝の貴族制』一九八二年。とくに同書第五章「制度的身分Ⅱ族門制をめぐって」。
- (2) 甲族(層)、次門(層)、後門(層)、三五門(層)という呼称もこの著書によった。
- (3) 宮崎市定氏、『九品官人法の研究』第二編第三章九「勲位の成立」一九五六年。前掲「制度的身分Ⅱ族門制をめぐって」。
- (4) 小論を作製するにあたって、前掲の越智、宮崎氏の著書の他、周一良氏、『南齊書丘靈鞠伝試釈兼論南朝文武官位及清濁』(『魏晋南北朝史論集』一九六三年)から益を受けた。
- (5) 越智重明氏、『南朝の清官と濁官』(『史淵』第九十八輯)。
- (6) 『梁書』卷十三沈約伝。
- (7) 甲族(層)、次門(層)、後門(層)が具体的にどのような官に起家し、どのような官につくべきであったかについては、(1)、(4)にあげた諸論考の他、越智重明氏、『梁陳時代の甲族層起家の官をめぐって』(『史淵』第九十七輯)による。
- (8) 前掲、『南齊書丘靈鞠伝試釈兼論南朝文武官位及清濁』。
- (9) 『宋書』卷八十三黄回伝。
- (10) 『梁書』卷九曹景宗伝。
- (11) 『梁書』卷十三沈約伝。
- (12) 『梁書』卷十一張弘策伝。
- (13) 『梁書』卷九王茂伝。
- (14) 『梁書』卷十蔡道恭伝。
- (15) 『宋書』卷八十三宗越伝。
- (16) 『南齊書』卷二十七王玄載伝。
- (17) 『宋書』卷八十三任農夫伝。
- (18) 『南齊書』卷五十三裴昭明伝。
- (19) 前掲、『南朝の清官と濁官』。
- (20) 拙稿、『梁の武帝による官位改変策をめぐって』(『九州大学東洋史論集』第十三号)。
- (21) 『宋書』卷五十四沈曇慶伝。
- (22) 『宋書』卷八十一顧琛伝。

- (22) 『宋書』卷八十七蕭惠開伝。
- (23) 『宋書』卷八十七殷琰伝。
- (24) 『南齊書』卷三十四虞玩之伝。
- (25) 『梁書』卷四十九劉昭伝。
- (26) 『南齊書』卷四十二王晏伝付(弟)王詡伝。
- (27) 『南齊書』卷五十三沈憲伝。
- (28) 『南齊書』卷五十三李珪之伝。
- (29) 『南齊書』李珪之伝。
- (30) 『南齊書』卷五十三孔秀之伝。
- (31) 『梁書』卷二十六蕭琛伝。
- (32) 『梁書』卷三十六孔休源伝。
- (33) 『南齊書』卷五十六劉係宗伝。
- (34) 『南齊書』卷五十六呂文頭伝。
- (35) 『南齊書』卷三武帝本紀。
- (36) 中村圭爾氏、「南朝の九品官制における官位と官歴―梁十八班制成立をめぐる―」(『史学雑誌』第八十四編第四号)に、奉朝請などに起家する階層の人々(小論でいう次門層)の官序に尚書左右丞が現われることが指摘されている。
- (37) 原則として甲族は二十歳以上二十四歳以下、次門は二十五歳以上二十九歳以下、後門は三十歳以上で起家する。前掲、「制度的身分Ⅱ校門制をめぐる」。
- (38) 唐長孺氏、「士族的形成和升降」(『魏晋南北朝史論拾遺』一九八三年)。
- (39) 前掲、「九品官人法の研究」第二編第三章十一「寒官の発達」。
- (40) 『梁書』卷三十七何敬容伝末に付せられた陳の姚察の言葉に典型的である。
- (41) 『宋書』卷八十四鄧琬伝。
- (42) 『南齊書』卷三十四劉休伝。
- (43) 川合安氏、「南朝財政機構の発展について」(『文化』第四十九卷第三・四号)
- (44) 周捨が散騎常侍については王亮が罪を得て帰家する以前である。王亮が罪を得て廃されたのは梁の天監二年のことである(『梁書』

卷十六王亮伝。

(45) 『晋書』卷九十一徐貌伝。

(46) 『宋書』に現われるものとして(数字は巻数)、

路茂之(41)劉道隆(45)檀祗(47)孟懷王(47)毛脩之(48)庾悅(53)杜幼文(65)劉恢(68)徐甚之(71)南平穆王義宣(72)建平宣簡王宏(72)沈懷明(77)蕭思話(78)鄧琬(84)王種(85)戴法興(94)徐爰(94)阮田夫(94)沈林子(100)。

『南齊書』に現われるものとして、

高帝(1)武帝(3)豫章文獻王(22)崔祖思(28)劉善明(28)蘇侃(28)垣榮祖(28)崔文仲(28)周山凶(29)周奉叔(29)江謐(31)荀伯玉(31)張岱(32)臨川獻王映(35)劉俊(37)胡諧之(37)蕭赤斧(38)蕭穎胄(38)沈文季(44)王秀之(46)孔稚珪(48)張冲(49)裴叔業(57)崔懸景(51)虞愿(53)傅琰(53)。

(47) 前掲、「制度的身分Ⅱ族門制をめぐって。」

(48) 前掲、「南朝の清官と濁官」。

(49) 第二編第三章四「清要官の發達」。

(50) 『宋書』卷七十七顏之伯伝。

(51) 『宋書』卷八十四袁顥伝。

(52) 『南齊書』卷三十四沈冲伝。

(53) 『南齊書』卷四十四沈文季伝付(兄子)沈昭略伝。

(54) 『梁書』卷二十一王瞻伝。王瞻は御史中丞より蕭衍(後の梁武帝)の霸府の属僚となった後侍中に遷っているが、この霸府への任用は前朝のめばしい官人を自己の府に入れた後に受禪するという当時の慣例にしたがったもので、特例的なものと考えられる。例えば『梁書』卷二十一王暕伝など。

(55) 『宋書』卷五十六孔琳之伝。

(56) 『南齊書』卷三十九陸澄伝。

(57) 前掲、「清要官の發達」。なお、吏部郎は「天監の改革」に先立つ梁の天監二年の官制改革において、宋齊時代の実情に適合せしめるべく正式に第四品に改定されている。前掲、『九品官人法の研究』第二編第四章一「梁の武帝の制度改革」。

(58) 前掲、「勲位の成立」、「制度的身分Ⅱ族門制をめぐって」。

(59) 前掲、「勲位の成立」。

(60) 越智重明氏、「魏晋南朝の最下級官僚層について」(『史学雑誌』第七十四編第七号)。

(61) 前掲、「制度的身分Ⅱ族門制をめぐって」。

(62) 晋南朝の天子の支配権力と郷論との関連についての理解は、越智重明氏が「魏晋南朝の貴族制」・「魏晋南朝の人と社会」(一九八五年)などで示されている見解にその多くを負っている。

(63) 家格のヒエラルキーに馴染まない人事行政が行われようとする際、州大中正ひいては郷論の抵抗があったことについては、前掲、「梁の武帝による官位改変策をめぐって」。

(64) 越智重明氏、「魏晋南朝の御史中丞」(『史淵』第百二十輯)。

補(1) 前掲、「南齐書丘靈鞠伝試積兼論南朝文武官位及清濁」及び「梁の武帝による官位改変策をめぐって」。

補(2) 前掲、「九品官人法の研究」第二編第三章十二「將軍号の發達」。

補(3) 「濁官」の官位が実質的に引き下げられた反面、「清官」の官位が実質的に引き上げられている。次節に述べる尚書吏部郎、司徒左長史についてはすでにそのことが指摘されているが、その他左・右衛將軍、太子左・右衛率についても、そうしたことがいえる。これについては別の機会に総合的にとりあげる。なお、梁の「天監の改革」において、左右衛將軍は流内第十二班、太子左右衛率も流内第十班にそれぞれ位置づけられている。

補(4) 「南齐書」卷四十九王績伝によれば、甲族出身の王績が太子舍人より中書通事舍人に転じているが、これは太子中舍人の誤りとすべからざらう。前掲、「南朝の九品官制における官位と官歴―梁十八班制成立をめぐって」。